

発行:日本司法書士政治連盟

発行人:田嶋規由 編集人:安井 利国

ホームページアドレス:<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス :office@ns-seiren.net

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9 番地 3

TEL03-3359-0498 fax03-5366-5310

★ 詳細の情報は homepage をご覧ください

★ 速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】 政連会費をより有効に活用したい。 ⇒ そこで、皆様のメールアドレスを各单位司政連へご連絡ください。

懲戒処分に関する運用改善通知（4月25日付）が発信される！

本年4月25日法務省民事局民事二課土手補佐官より、各法務局・地方法務局総務課長宛に「司法書士等又は土地家屋調査士等に対する懲戒処分関係事務について」の通知（後記に掲載）が発信されました。

司法書士の懲戒処分運用改善については、当政治連盟が最優先課題として、平成19年法務省民二訓第1081号法務大臣訓令に対し、大臣訓令運用改善を求めて運動したところ、当時の千葉景子法務大臣および加藤法務副大臣の理解の下に、平成22年法務省民事二課長通知及び補佐官メールが発出され、一定の運用改善の成果を上げてきたところです。

本年3月19日小川敏夫法務大臣を表敬訪問した際、加藤元法務副大臣にご同席頂き、本年度定時大会へのご出席のお願いと併せて司法書士の懲戒処分の問題点および現状を説明し更なる運用の改善を要望しました。

我々の要望に対し、小川法務大臣は、例えば登記申請における本人確認義務違反の問題については、登記義務者の本人確認を怠り登記の真実性を損なう事態を発生させるような事例はともかく、単に形式的違反のみで、不実の登記でもなく経済的損失も全くない事例を形式的に大臣訓令別表に当てはめ、硬直的に処分することは相当ではないとの認識を示され、さらなる改善の必要性についてご理解いただきました。

その後、小川法務大臣は4月21日の日司政連の第42回定時大会にご出席いただき、間髪を入れず今般の新しい運用改善通知が補佐官より発せられました。内容は、平成22年の二課長通知の趣旨に則り、懲戒処分の適正運用を更に徹底するよう求めたものであります。

5月24日、田嶋会長と当政連役員並びに日司連里村副会長と山本専務理事は、小川法務大臣を再度訪問しお礼を申し上げました。これらは、小川大臣からの司法書士に対する期待の表れであり、小川法務大臣、加藤元法務副大臣に心より感謝すると共に、懲戒制度を含めた法改正を実現するために更に前進する決意を新たにされた次第である。

事務連絡
平成24年4月25日

法務局民事行政部総務課長 殿
地方法務局総務課長 殿

法務省民事局民事第二課 土手補佐官

司法書士等又は土地家屋調査士等に対する懲戒処分関係業務について

司法書士若しくは司法書士法人又は土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人に対する懲戒処分については、司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令(平成19年法務省民二訓第1081号法務大臣訓令)及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令(平成19年法務省民二訓第1082号法務大臣訓令)(以下「各訓令」という。)により、その基準等が定められ、「司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分の運用について」(以下「平成22年通知」という。)により、各訓令の第4条の規定による情状等による加重及び軽減等を行う際の考慮要素等が示されているところです。

平成22年通知は、具体的事案における情状等を考慮せずに各訓令の別表をそのまま適用するなど、懲戒処分の運用が硬直的な事案が見受けられたことから、具体的な事案の個別事情を十分に踏まえた柔軟な懲戒処分の運用をするように、その考慮要素等を例示する等したものですので、標記の事務を行うに当たっては、再度、下記の点を確認、願います。

記

- 1 各訓令の別表において懲戒処分の量定が2年以内の業務の停止又は業務の禁止となっている違反行為について、平成22年通知の記1から3までに掲げた考慮要素を総合的に勘案すれば、量定を軽減すべき特段の情状が認められる場合には、各訓令の第4条第2項の規定により、戒告にすることができること。
- 2 1の場合において、戒告にするのではなく、そもそも、懲戒処分を行わないことが相当であると考えられるときは、各訓令の第4条第3項の規定により、懲戒処分を行わないこととすることができること。